# 様式10-1

# 監査の結果に係る措置通知書

| 監査対象部局  | 総務部                            |
|---------|--------------------------------|
| 監査の種類   | 令和7年度 定期監査 (7監第34号 令和7年7月9日報告) |
| 措置を講じた者 | いわき市長                          |
| 通知を受けた日 | 令和7年9月3日                       |

| 指摘一覧                             |      |  |  |
|----------------------------------|------|--|--|
| 是正改善を要する事項                       |      |  |  |
| 1 収入事務                           | 令和7年 |  |  |
| 収入事務において、督促が行われていない例が認められた。      | 9月3日 |  |  |
| 2 契約事務(その1)                      | 令和7年 |  |  |
| 契約事務において、設計書の決定に係る専決がなされていない例が認め | 9月3日 |  |  |
| られた。                             |      |  |  |
| 3 契約事務 (その2)                     | 令和7年 |  |  |
| 契約事務において、予定価格書の作成に不備がある例が認められた。  | 9月3日 |  |  |

#### 是正改善を要する事項

#### 措置した内容等

#### 1 収入事務

収入事務において、督促が行われていない例が認められた。

#### 【事例1】

※ 自動販売機の私用電気料について、納期限である令和7年3月19日を過ぎても債務を履行しない者に対しては、市債権管理条例施行規則第3条の規定に基づき、納期限後20日以内(同年4月8日まで)に書面により督促をしなければならないが、納付日(同年4月15日)まで督促が行われていなかった。【類例2件あり】

(総務課)

# 〔指摘事項が発生した原因〕

事前に債務者に納入状況の確認を行った ところ、納入が遅れることについての返答が あり、債務者の組織における支払時期の制約 によるものであったことから、やむを得ない ものと誤った判断をしたものです。

# 〔是正措置を講じた内容〕

既に収入済みであることから、是正措置を 講じることができないものです。

# 〔改善措置を講じた内容〕

同様の誤りが発生しないよう、徴収簿に督 促期限欄を加えたほか、徴収簿の確認を担当 者が定期的に行い、係長、課長補佐による再 確認、課長による最終確認を行い、督促の期 限経過を防止し、市債権管理条例及び同施行 規則に基づく、適切な事務執行を行います。

#### 【事例 2 】

※ 地域イントラネット光ファイバ芯線 の貸付料について、納期限である令和6 年4月30日を過ぎても債務を履行しな い者に対しては、市債権管理条例施行規 則第3条の規定に基づき、納期限後20日 以内(同年5月20日まで)に書面により 督促をしなければならないが、納付日 (同年5月30日)まで督促が行われてい なかった。【類例6件あり】

(情報政策課)

# 〔指摘事項が発生した原因〕

事前に債務者に納入状況の確認を行ったところ、納入が遅れることについての返答があり、代表者の変更に伴う事務手続きの遅延によるものであったことから、やむを得ないものと誤った判断をしたものです。

#### 〔是正措置を講じた内容〕

既に納入済みであることから、是正措置を 講じることができないものです。

#### [改善措置を講じた内容]

徴収簿にて地域イントラネット光ファイ バ芯線の貸付料の納入状況等を管理すると

## 是正改善を要する事項

#### 措置した内容等

ともに、督促期限欄を追加し、係長、課長補 佐、課長によるチェックを徹底し、納期限が 20日以上経過している場合は書面にて督促 を行うために課内での情報共有と組織的な 執行管理を行います。

#### 2 契約事務(その1)

契約事務において、設計書の決定に係る 専決がなされていない例が認められた。

※ いわき市職員採用候補者試験業務委託(SPI3試験)の契約事務においては、その設計額が1,000万円未満であることから、設計書の決定について課長の専決事項となっているが、専決がなされていなかった。

(人事課)

#### 3 契約事務(その2)

契約事務において、予定価格書の作成に 不備がある例が認められた。

※ Web会議環境運用支援業務委託に関する契約事務において、予定価格書の業務 名が、当該業務名と整合していなかった。

(情報政策課)

#### [指摘事項が発生した原因]

見積執行伺に設計書を添付し、回覧決裁していたため、設計書の内容についても一括で 決裁を受けていると認識していました。

# 〔是正措置を講じた内容〕

設計書に押印欄を設け、改めて、専決者の 決裁を受けました。

#### 〔改善措置を講じた内容〕

決裁権者から個別に決裁が受けられるよう設計書に決裁欄を設けました。

# 〔指摘事項が発生した原因〕

Web会議環境運用支援業務委託の予定価格書を作成する際に、類似案件の予定価格書(Excelデータ)をひな形として利用をしておりましたが、予定価格書の業務名を書き換えることを失念し、起工兼見積執行伺いの決裁過程においても誤りに気が付かなかったものです。

#### [是正措置を講じた内容]

既に契約の支払いまで完了しているため、 是正措置を講じることができないものです。

#### 〔改善措置を講じた内容〕

予定価格書及びその封入用封筒については、起案決裁時における予定価格書及びその 封入封筒の視認性を高め、内容確認の正確性

|            | 1  |
|------------|--|
| 是正改善を要する事項 | 措置した内容等  |
|            | を向上させることとします。<br>これにより、起案時点では担当者及び副担<br>当者が確認することはもとより、決裁段階に<br>おいても、複数職員による確認体制の強化を |
|            | 図ることで、適正な事務執行を行います。  |